

平成30年度の財務諸表及び業務に係る監査報告書

地方公務員災害補償法第9条第3項の規定に基づき、地方公務員災害補償基金の業務に係る平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）及び本部の業務並びに平成30年度に地方公務員災害補償基金の支部の業務について監査を実施した。

その結果について、次のとおり報告します。

令和元年5月27日

地方公務員災害補償基金

理事長 田谷 聡 殿

地方公務員災害補償基金

監事 大滝 俊 則

記

第1 監査の方法及び内容

1 本部の監査

関係課から平成30年度の財務諸表等について報告を受け、その正否を検証するとともに、必要に応じて説明を求めた。

また、平成30年度の業務の執行状況に関して、幹部会議等に出席したほか、関係課からの報告に基づき、必要に応じて説明を求めた。

2 支部の監査

平成30年度監査計画に基づき、監査対象24支部の収支状況及び会計経理に関する書類について、その正否を検証するとともに、業務の執行状況について実地監査を行った。

第2 監査の結果

1 本部の監査

監査の結果、平成30年度決算に係る財務諸表は、正しく表示され、かつ、その内容は適正なものであると認める。

また、平成30年度本部業務に関する事項についても、適切妥当なものと認める。

2 支部の監査

監査の結果、監査対象24支部の収支状況及び会計経理に関する書類については、正しく表示され、その内容は適正なものであり、支部業務の執行状況についても、おおむね適切妥当なものと認める。

なお、監査の結果から、改善を要すべき事項については、各支部において対処方針及び対応案を検討し、報告を受けた。

(平成30年度に実施した監査対象24支部)

青森県支部、岩手県支部、宮城県支部、秋田県支部、埼玉県支部、千葉県支部、千葉市支部、東京都支部、山梨県支部、岐阜県支部、滋賀県支部、愛知県支部、静岡市支部、大阪府支部、和歌山県支部、大阪市支部、岡山県支部、岡山市支部、徳島県支部、香川県支部、福岡県支部、熊本県支部、大分県支部、北九州市支部